

## **査読の基準と手順（「『人文学林』の編集・刊行に関する細則」第7条）**

- (1) 査読は、査読者に対しては投稿者の氏名を、投稿者に対しては査読者の氏名を示さない方式（二重匿名審査方式）によって行う。
- (2) 査読者は、次の4段階の基準にしたがって、所定の様式により結果を報告するものとする。
  - 1)このまま掲載可
  - 2)わずかな修正の上で掲載可（再査読の必要はなく、修正箇所のチェックは委員会に委ねる）
  - 3)修正の上で再査読
  - 4)掲載不可
- (3) 各小委員会は、投稿された原稿について、研究科内と研究科外（学外を含む）から各1名、もしくは研究科外から2名の査読委員を選定する。
- (4) 研究科内からの査読委員は、次の各号の教員のうちから選定する。
  - 1)人文学研究科及びマルチリンガル教育センターの常勤教員
  - 2)人文学研究科の兼任教員
- (5) 研究科外からの査読委員は、適切な学識経験者から選定する。
- (6) 投稿された原稿の掲載可否は、査読結果に基づき各小委員会が決定する。各小委員会が必要と認めた場合は、原稿の体裁・内容などについて、査読結果に基づき修正を求めることができる。